

災害時における応急対策の協力に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人日本建設業連合会中部支部（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害その他の自然現象により甲の所管する水道施設、工業用水道施設又は下水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において甲のみでは応急復旧工事等を行うことが困難であるときは、第3条に定める協力業者に対して応急対策の協力を要請することができるものとする。

2 甲より前項の規定による要請を受けた協力業者（以下「施工者」という。）は、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（要請手続き）

第2条 甲は、前条第1項に規定する要請をするときは、施工者に対し電話、FAX等により応急対策の内容、日時、場所、必要な人員、必要な資機材その他必要な項目を明示して通知するとともに、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

（協力業者）

第3条 乙を構成する会員のうち、本協定に賛同できる会員を協力業者とする。

2 乙は、乙内の連絡体系図及び協力業者をとりまとめた会員名簿（以下「名簿等」という。）を、本協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

（施工者に関する情報提供）

第4条

甲は、施工者を決定する際に、使用可能な資機材の状況及び派遣可能人員等

に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

(応急対策の実施)

第5条 施工者は、第2条の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲の指示に従い、速やかに応急対策に着手するものとする。

2 施工者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約の締結)

第6条 甲は、施工者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(費用負担)

第7条 施工者が応急対策に要した費用は、原則として甲が別に定める基準により負担するものとする。

(遵守事項)

第8条 甲及び乙は、応急対策の実施により知り得た情報については、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）その他これらに基づく規程に従い、適切に保護及び管理を行うものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年3月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日前30日までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、引き続き1年間継続するものとし、以後この例による。

附 則

災害時における応急対策の協力に関する協定書（平成11年4月1日締結）は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 上下水道局長 長谷川 和司



乙 名古屋市中区栄三丁目28番21号
社団法人日本建設業連合会中部支部
代表者 支部長 古厩 孝

